

第 17 回 表現の自由 (1)

1. 表現の自由の価値・射程

- ・ 表現の自由は、個人が表現活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な価値と、国民が表現活動により政治的意思決定に関与することを通じて民主政治の維持・形成に役立つという社会的な価値という 2 つの側面を有する。
- ・ 表現の自由は、本来、思想内容を表出する自由権であったが、情報化が進んだ今日においては、広く一切の情報の流過程を保障する包括的基本権であるとされる。
- ・ 表現の自由は、それを受け手の側から再構成すれば、知る権利としてとらえられるが、これは 21 条によって保障されていると解される。
- ・ 情報の受け手である国民が、情報の送り手であるマス・メディアに対して、自己の意見の発表の場を提供することを要求する権利を認めるか否かについては争いがある（サンケイ新聞事件最高裁判決（最判昭和 62 年 4 月 24 日民集 41 卷 3 号 490 頁）参照）。

2. 表現の自由の内容

- ・ 報道とは、単に事実を伝達するだけであり、特定の思想を表明するものではないが、報道の自由は 21 条で保障されると解されている（博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定（最大決昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁））。
- ・ 報道の自由取材の自由が含まれるか否かについては、争いがある。最高裁判所は、取材の自由は 21 条の精神に照らし十分尊重するに値すると述べるにとどめ、取材の自由に報道の自由と同じ法的保障を与えなかった（博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定）。
- ・ マス・メディアが取材源から事件に関する情報を獲得するためには、取材源との間で信頼関係を構築する必要がある。判例は、刑事事件で取材源に関する新聞記者の証言拒絶権を否定するした（石井記者事最高裁判決（最大判昭和 27 年 8 月 6 日刑集 6 卷 8 号 974 頁））一方で、民事事件において、民事訴訟法 197 条 1 項 3 号の「職業の秘密」を根拠とした取材源に関する証言拒否を認めた（囑託証人尋問証言拒否事件最高裁決定（最決平成 18 年 10 月 3 日民集 60 卷 8 号 2647 頁））。

- ・ 国家公務員法は、公務員が「職務上知ることのできた秘密」を漏らすこと（退職後も含む）を禁止し（100条1項）、その違反に対して刑罰を設ける（109条12号）とともに、公務員が秘密を漏らすようそそのかすことについても犯罪として刑罰の対象としている（111条）。なお、特定秘密の保護に関する法律は、わが国及び国民の安全を確保するため、安全保障に関する情報のうち、防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止に関する事項で、その漏えいがわが国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定し、その漏洩と取得行為を公務員法に定める処罰規定よりも重く罰する。

【宿題】法廷メモ（レペタ）訴訟最高裁判決（I-72）、夕刊和歌山時事事件最高裁判決（I-64）、「チャタレイ夫人の恋人」事件最高裁判決（I-51）、岐阜県青少年保護育成条例事件最高裁判決（I-50）、北方ジャーナル事件最高裁判決（I-68）及びあん摩師等法違反事件最高裁判決（I-54）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

- Q17 取材の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。
- ア. 報道のための取材の自由も憲法第21条の精神に照らし十分尊重に値するが、取材の自由といっても、何らの制約を受けないものではなく、公正な裁判の実現という憲法上の要請があるときは、ある程度の制約を受けることがあることは否定できない。
 - イ. 報道機関が専ら報道目的で撮影したビデオテープを、裁判所の提出命令によって提出させる場合よりも裁判官が発付した令状に基づき検察事務官が差し押さえる場合の方が、取材の自由に対する制約の許否に関して、より慎重な審査を必要とする。
 - ウ. 編集の上、既に放映されたビデオテープのマザーテープの差押えにより報道機関が受ける不利益は、このビデオテープの放映が不可能となり報道の機会が奪われるという不利益ではなく、将来の取材の自由が妨げられるおそれがあるという不利益にとどまる。